

平成20年3月 4日開会

平成20年3月21日閉会

平成20年3月

# 第1回定例会会議録

(第4日 3月19日)

小豆島町議会

平成20年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第4号)

平成20年3月19日(水)午後1時30分開議

第1 一般質問

---

平成20年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第4号の追加)

平成20年3月19日(水)

第1 緊急質問

---

開議 午後 1 時30分

議長（中村勝利君） こんにちは。

大変お忙しいところをきのうに引き続きお集まりくださりましてありがとうございます。

本日の欠席届け出議員は10番植松議員です。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後 1 時30分）

町長より発言許可の申し出がありましたので、発言を許可いたします。町長。

町長（坂下一朗君） きのうの一般質問におきまして、11番議員の二十四の瞳の映画村無料開放に関する再質問の際に、私の発言中、松竹座を整備したところであり、その借入金の返済もありますので、経営面からも無料開放は難しいという趣旨を発言いたしました。

この発言の松竹座はキネマの庵ということに訂正をさせていただいたのでございますが、その言葉の中で、借入金の返済もありますのでというのが、閉鎖と聞こえた方がおられると思いますので、返済でございますので、よろしく願いいたしたいと、こう思います。

ご了承願います。

議長（中村勝利君） 直ちに日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第 1 一般質問

議長（中村勝利君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。2 番藤本議員。

2 番（藤本傳夫君） 私の方からは、ダム、砂防ダム、ため池等の水の有効利用をということと、オリーブ振興ということについて、2 点お伺いしたいと思います。

まず、水の方ですが、現在土地改良事業などで各地区のパイプライン工事などを実施する予定があると聞いております。それらを、できましたらパイプでつなぎまして、全部をどこからでも水が出るようにできないかということで、計画をちょっと考えてもらえないかなということをお願いいたします。

昨年もある池の工事で、内海の方ですけども、工事をしたのために水がためられず、そ

の年、去年特に干ばつでしたんで、稲を半分ほど植えられなかったということでございましたが、もし異なる水系でしたら水の融通ができますんで、そういうことはなかったと思います。その上に、池田には赤柴とか、その上にもいろんな砂防ダムがあるんですけども、そういうふうな砂防ダムに水をためることのできるダムがあるとすれば、それに水をためて、ほかの池に動かすなどの有効利用ができないかと、そういうことのできるのであれば計画していただきたいと、そういうことでございます。

昨年も、この間の委員会でも言ったんですけども、赤柴のダムの水が池田の町水の方から行きまして、ほいで西村の方へ送られたということで、原水の利用はただでございますんで、ためとくだけで何とかその水の利用ができるということで、有効利用ができるもんなら利用するようにしていただきたい。そういうことでございます。

次に、オリーブ振興にということですが、現在オリーブの加工設備についての考え方をちょっとお聞きしたいところがあるんですが、昨年オリーブの収穫量は大幅に増加しましたので、塩蔵設備が収穫量の急増に間に合わず、生産者の出荷が制限されたりしました。どうしても勤め人の人なんかは土日の収穫をしますんで、その翌日の集荷が多くなり、塩蔵用でも例えば農協の冷蔵庫で2度や3度ですから置いておけんことはないんですけども、やはり次の塩蔵が仕上がってからそれを処理するということは、日にちがたちますし品質低下にもなりかねませんので。そういうふうな対応がどうなるのかということですよ。

それと、加工設備の方でも、苛性ソーダを使用するため、苛性ソーダを中和して液を排出する必要があります。中和しない廃液で一部河川水が汚染されて、保健所の方に通報があったりしたということもございますので、そういうふうな対応はどうなっているのか。その上に、去年から香川県もオリーブだけでなしに、あらゆる排水の中小規模の事業者のうどんの排水とかそういうなんの制限を厳しくするいうな方針であると聞いておりますので、オリーブに限らずそういうふうな排出液をどういうふうな処理をして排出しているのか。それで、施設改善する場合には、どういうふうな助成などを考えられているのか。そういうことをお尋ねしたいと思います。

現在、オリーブオイルを搾油する場合、東洋オリーブに依頼しているのが多いと思います。一軒、井上誠耕園では個人で搾ったりしているんですけども、圧倒的に東洋オリーブに頼っているところがありますので、搾油能力とか料金とか、あといつときに多量の出荷量がありますとそれも限界に近いということで、後回しにされたり個人のんがちょっと待ってくれということで収穫もできなくなるということもありますんで、それに対する対応能力はどういうふうに上げていくのかということをお聞きしたいと思います。

それと、以前、オリーブ公園で計画されて、途中時期尚早だということで立ち消えになった施設計画があったと思うんですけども、そういうふうな計画はその後どうなっているのかと。それをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番藤本議員のご質問にお答えをいたします。

本町の農業用水につきましては、施設園芸の普及によりまして年間を通じて水が必要になっていることや、オリーブ植栽推進により遊休農地にオリーブ栽培されるなど、年間必要水量が増加し、農業関係者におかれましては農業用水の確保に大変苦労されていることは承知をしているところでございます。

ご質問は、貯水可能な砂防ダムなどの施設に貯水し、パイプラインによりため池へ送水できないかとのことと存じますが、最近雨の少ない傾向にあり、年間降雨量の少ない本町におきましては、既存の貯水できる施設の有効活用により貯水能力の向上を図ることは大変重要であると考えております。

現在でも、町内6カ所の砂防ダムに生活用水として活用するため、香川県と協議の上、許可を得て貯水をしており、その一部を農業用水として活用しているものでございます。

しかしながら、砂防ダムは土石流を初めとする土砂災害防止が目的のダムであり、貯水機能がないダムが多いことから、砂防ダムに貯水するとなりますと、まず貯水可能であるかどうかダムの構造上の調査が必要となります。

したがって、貯水可能な砂防ダムは限定されますし、調査の結果、貯水可能であれば下流域住民や関係者の同意、県との協議、許可が必要になる上、それぞれの水系には水利権がありますので、違う水系へ送水の場合は水利権者等との協議も必要であります。

また、砂防ダムから水利組合が管理しているため池までの送水管布設につきましては、送水管の延長もかなり長くなることが想定される上、砂防ダムとの高低差から生じる水圧に耐えられる送水管の規格や施行方法などを十分検討し、下流域に被害を及ぼさない対策を講じる必要があります。このことから、場所によりますが、多大な費用が想定され、関係受益者の負担も大きな金額が必要となると思われれます。

しかしながら、農業用水の確保は農業生産活動において大変な重要なものでありますから、水利組合や関係団体からのご提言、ご意見を参考に、県などの関係機関と連携し、砂防ダム等既存の貯水可能な施設の有効活用も視野に入れ、渇水時においても農業用水が確保できる方法の調査、検討など、農業用水の確保対策に努めたいと考えております。

2番目のオリーブ振興につきましては4点ほど質問をいただいておりますが、最後の搾

油施設につきましてお答えをし、その他の質問に関しましては担当課長から答弁をさせます。

以前オリーブ公園で計画された施設はどうなっているのかとのご質問ですが、オリーブ加工施設につきましては、小豆島オリーブ公園内での建設を予定しておりました。しかし、相当規模の加工施設の場合、建設後に健全な管理運営を行うためには、計画数量に近い加工用オリーブ果実の確保が必要不可欠な要件であり、まだまだオリーブの収穫量が予測した量に達しない状況であることから、施設建設を見送ったところであります。

しかしながら、今後収穫量の増加が見込まれる中で、加工施設の必要性は十分に認識しておりますので、昨年の栽培管理台帳の整備に引き続き、確実に収穫量を把握するため、現在町内の生産者らに対するアンケート調査を行っております。

平成20年度におきまして、これらの結果とともに、各企業による採油機械の導入状況や、栽培者、加工企業、行政のそれぞれが担うべき役割なども勘案しつつ、今後どのような施設が求められているか、またオリーブ振興施設、観光施設の両面から、建設位置の選定、施設の内容、規模など健全な管理運営の見込める施設として、他のオリーブ振興対策との整合性を図りながら、よりよい施設の建設に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。あと、商工課長の方から答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 2番藤本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、オリーブが成木になった場合の収穫時の対応はというようなご質問でございます。

現在、小豆島町では、苗木も含めて約50ヘクタールに3万8,000本のオリーブが植栽をされております。さらに、この3月中には2、3年生の苗木を5,000本程度農家や特定法人などに配布する予定でございます。

また、昨年は例年の倍の約40トンの果実が農協へ出荷されており、そのほとんどが個人農家からの出荷となっております。ご指摘のように、その40トンのうち23トン程度が新漬け用の果実、こちらの方は特に台風等が来なかった関係からふえてございます。

そのような中で、栽培管理におきまして一番労働力が必要とされますのは果実の収穫でございます。栽培管理全体の約6割に相当するとのデータも出ております。今後、急速に収穫量の増加が見込まれる中、高齢な生産者にとって草抜き等の栽培管理は可能であっても、一時に集中する収穫作業が難しくなることが想定されます。また、お勤めになられて土日しか収穫できないという方もおいでというようなことも考えております。

そこで、課題となりますのが収穫作業を専門に受託する組織、仮称ではございますが「収穫応援隊」の編成が求められておるといように考えてございます。

現在、苗木を育成管理しておりますI K E D Aオリーブの会や農業試験場小豆分場などで生産される果実を収穫していただいております、仮称ではございますが「ちぎりこさん」なるグループがでございます。今後、そういったグループの強化や組織化に向けて、町といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

こういった収穫グループができますと、その加工能力に見合ったような収穫というのも当然できてこようかと思っております。今現在の加工能力は非常に少のうございますので、やはりその加工施設の能力に合った収穫というのをしていかないと、規模ばかり大きくして一時に集中するというのでは、なかなか施設規模ばかりふえてまいりますので、経常的な費用等を考えますと、やはり処理能力、加工能力に応じた収穫というのも必要ではなからうかというふうに思っております。

次に、塩蔵をつくる場合の廃液の処理指導、施設改善をする場合の助成等は考えているのかというご質問でございます。

オリーブの塩蔵につきましては、全行程7日間をかけたしまして、渋を抜き、塩水に漬けて、製品化をいたします。その際に排出される赤褐色に染まった廃液等の処理につきましては、1日の排水量が平均50立方メートル未満の場合、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用されないことから、現段階では島の塩蔵加工業者のほとんどがこれに該当しております。一部の業者の中では当然pH調整をして流しておるといようにお聞きをいたしております。ただ、色の方はなかなかとれないというのが現状でございます。

このような中、今後果実の生産量が増加することによりまして、排水規制がかかってくることを予測してか、昨年、香川県小豆総合事務所環境管理室の行政指導を受けました2つの加工業者につきましては、排水処理施設の整備を検討しているというふうに環境管理室から聞いております。なお、処理施設の設置や改善に対する助成につきましては、町独自の助成は現在のところ考えておりません。

最後に、現在島での搾油能力はどのくらいかのご質問でございますが、現在町が把握している範囲では、町内で搾油機械を所有している企業は5社でございます。それぞれに能力に差がございまして、日量1.8トンの機械を1社が、あと日量0.2トンの機械を4社が保有しております。これらの機械の搾油能力を合計いたしますと、1日の最大搾油可能量は2.6トンとなります。稼働日数、11月から12月にかけて60日間を稼働日数と仮定いた

しますと、年間約150トンの果実から搾油することが可能と考えております。

昨年につきましては、搾油加工業者からの聞き取りや、オリーブ公園での搾油実績などを勘案いたしますと、搾油可能量の半分程度が搾油されたものというふうに推測をいたしております。ただこちらは単純平均の数字でございますが、先ほどご指摘があったように、やはり一時期に搾油の方が集中してまいります。そういった中で、先ほども申しましたが、搾油能力に合わせたような形での収穫、計画的な収穫というのも今後搾油業者と農家の方々と協議しながら、そういう計画的な収穫、計画的な搾油、そういったところに取り組んでまいりたいと思っております。

ちなみに料金を申しますと、オリーブ公園の方で小さな農家から集めてこられます果実につきましては、50キログラムで5千円で今現在搾油をいたしております。あと、東洋オリーブさんの方の搾油の金額でございますが、こちらの方はやはり量によって大きく変わります。またその上に、ろ過でありますとか、中の油の検査、そういったものによって大きく金額が変動しておるといような状況でございます。特に、東洋オリーブさんの機械につきましては非常に大きな機械でございますので、少量の油では高うつきますが、ある一定の量が集まりますと、ほぼオリーブ公園と同じようにキログラム当たり100円程度の搾油が可能という状況でございます。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） ダムの方のことですが、6カ所の方に貯水というのは、絶対量は全部合わせてどれくらいの能力があるもんなんですか。

それと、内海地区の方はそういうふうな貯水の設備といいますが、ためるようにはなってるのでしょうか。

それと、オリーブの方ですけれども、オリーブは年によって、台風によってでいろいろ変わってきますんで、今の説明で納得するんですけども、対応の方をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 6カ所の砂防ダムでございますが、池田地区では池田大川砂防、赤柴砂防、信谷川砂防で、計で総貯水量4万6千トンでございます。

それから、内海地区の方では、これは平間砂防、これはもともとそこから水道をとってたというようなことで、水をためられる施設ということで最初から砂防を要望したことだそうでございます。それから、片城川砂防、橘川砂防の3カ所で計9万1,500トンということで、6カ所の合計で13万7,500トンの貯水が可能と聞いております。

議長（中村勝利君） よろしいですか。

（ 2 番藤本傳夫君「結構です」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは2点についてご質問申し上げます。

1点目は、阪神航路問題に一言も触れない施政方針について、問題あるのではないかと  
思って質問させていただきます。

阪神航路の高速船「ラ・ベルメール」が運休して4カ月が過ぎましたが、航路問題に対  
する町の姿勢に問題があると思っております。阪神航路廃止は今回で4回目であります。政治  
的というか法的というか、そういった問題があると思います。

平成5年12月毎日運行の「まや丸」が季節便となり、平成12年10月に「ジェットライ  
ン」が廃止され、平成18年4月五島汽船の「びっぐあーす」が廃止、そして今回は、昨年  
11月13日から「ラ・ベルメール」が運休となり、ついに先日廃止が発表されました。こん  
な時こそ、町と議会が一体となった動きをして阪神航路を確保しなければ、小豆島の未来  
はないと私は思っています。

道路特定財源がクローズアップされるのは、地域の発展に道路は欠かせないからです。  
いろいろ意見がありますが、明らかに道路は欠かせないと思います。陸路は道路をふや  
す必要性で議論になっているのに対して、海路ではまさに道である航路が消えているの  
に、仕方がないでは済まされません。これは島国しかわからないかもわかりませんが。

細田元官房長官が島根出身の方で、昨年10月9日の予算委員会で、航路も道路だ、道路  
財源をの発言がありました。小豆島の航路問題に生かすべきであります。議会では交通問  
題特別委員会で議論してきましたが、ご存じのように県議会の意見待ちとなっています。  
このままだと、6月議会送りとなってしまいます。

きょう県議会では決議されるとの情報があったところですが、さて町は阪神航路問  
題でどんな議論をし、行動をされたのか。町長の施政方針2ページには、新生小豆島町を  
船出に例えまして表現し、オリーブ100周年を記念すべき節目と位置づけ、一過性でなく  
地域振興に結びつけ、何よりも重要、鋭意取り組むとあります。しかし、航路問題には一  
言も触れていません。町長みずからが以前に京阪神には10万人の島出身者や親戚がいると  
言われました。どこから見ても阪神航路は重要であります。追加の方針文章を求めます。  
航路は道路であり公共交通そのものであります。前向きな答弁を求めます。

2つ目に、防火水槽の実態と計画についてお伺いします。

昨日、谷議員の質問にもございましたが、安全・安心なまちづくりのために防火水槽は欠かせないものだと考えます。類焼し、その集落が大火に包まれることだけは防がなくてはならないと思うからです。小豆島町の防火水槽の実態はどうなっているのか。計画的に整備すべきではないでしょうか。必要箇所を毎年計画的に行う予定はあるかをお伺いいたします。

また、山火事についてです。昨年、秋長議員が山火事を食いとめられたそうで、私は表彰ものだと思っています。山火事は一度起きると大変な大火になる可能性が高く、何らかの対応が必要だと思います。山中にある道路、農道とか例えばブルーライン道路の必要箇所に防火用のタンクを設置してはどうでしょうか。邪魔になるといつでも空にして動かさずし、初期消火に役に立つと思いますので、以上質問いたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番森議員のご質問にお答えをいたします。

最初の質問ですが、阪神航路につきましては、ご指摘のように経営母体が次々と変わっておりまして、最近では一昨年の8月15日から株式会社セラヴィ観光汽船により神戸坂手間の高速船の運航がなされていたところがございますが、昨年の11月13日から休止となっていたことはご承知のとおりでございます。

その後の動向につきまして、株式会社セラヴィ観光汽船による伊勢市と中部国際空港セントレア空港ですが と結ぶ新航路が4月20日から開設されることとなっておりますが、経営の悪化によりまして航路を断念したとの情報を得たことから、経営を同じくする坂手阪神航路につきましても再開が懸念されましたので、当該航路を所管する国土交通省神戸運輸管理部に問い合わせを行うなど情報収集に努めてきたところがございます。

3月12日問い合わせた際に、3月11日に廃止届が出されたとの情報を得、また14日に新聞報道がなされるなど、事実上坂手阪神航路は廃止に至るという大変残念な結果となりました。また、おとついで17日には株式会社セラヴィ観光汽船の若杉社長が本町に訪れまして、航路廃止の説明を受けたところがございます。

今回の廃止に至る経過などの詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

阪神航路の変遷の中で共通して言えますことは、これまで再三議会の答弁でも申し上げましたとおり、阪神航路の重要性は認識しておりますが、本来、陸上、海上を問わず民間が業として運営をする交通機関につきましては、利用者があってこそ存続できるという基本的な前提もございます。

あわせて、小豆島を取り巻く交通体系は、その時々を経済動向や新幹線の開通、また本四架橋などのインフラ整備によりまして目まぐるしい変化を見せておりまして、特に陸上のアクセス面に限って申し上げますと、需給調整の撤廃によりまして、高松阪神間の高速バスの運行に数社が参入し、便数、大阪1日に52往復、神戸1日に28往復走っておりますが、その面で飽和状態でありまして、島民の利用自体も陸上交通へシフトしているのが現状でないかと思われまます。

加えて、現在、全国の中山間地域で陸上、海上の公共交通を担っている事業者は、少子・高齢化と人口減少という負の要因に加えまして、燃料費の高騰が経営を圧迫する非常に厳しい状況に置かれていることは十分承知いたしております。

こうした状況を受けて、昨年10月1日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、乗客の減少などで経営が逼迫し、新たな事業展開が困難な地域の公共交通について、国が必要経費の半額を補助する地域公共交通活性化・再生事業費補助金という事業が制度化されました。

この制度の概要につきまして申し上げますと、市町村や事業者、地域住民など法定協議会を設置し、地域の合意形成のもとに総合連携計画を策定し、許可が得られた事業については2分の1の国庫補助が受けられるというものでありますが、その対象事業はフェリーとバスの乗り継ぎ改善やダイヤ改正など、公共交通の利用促進を目的とするものでございます。したがって、直接的な運航費に対する補助ではありません。

このようなことから、小豆地域におきましては、本町が主体となって四国運輸局に働きかけを行い、平成19年度に公共交通活性化総合プログラムの採択を受け、陸上、海上双方における利用促進策の検討を進めてきたところであります。

以上のように、公共交通を取り巻く厳しい経営環境の中、全国各地で路線の縮小・廃止や航路の休・廃止が相次いでおりますが、町といたしましては、身の丈に合った行政運営を基本とする中で、今回議会として提出を検討していただいている意見書など、でき得る支援を議会とともに研究してまいりたいと考えております。

次に、防火水槽に関する質問ですが、まず防火水槽の設置数でございますが、池田地区で57基、内海地区で28基でございます。用地の確保の問題や、水利の基準にも適合した消火栓を設置するための水管の口径の問題があり、池田地区は防火水槽が多く、内海地区は防火水槽が少ない分、消火栓が多い現状にあります。

なお、今後の防火水槽施設への取り組みにつきましては、さきの5番谷議員さんへの答弁のとおりでございます。

山中の防火用のタンクの設置でございますが、さきにも申しましたとおり、住宅地内の水利設置状況も充足率60%とまだまだ十分ではございません。全町面積の約70%を占める林野に対して有効的な水利の設置は大変難しいものがございますので、まずは建物火災に対処するための水利の充実に努めてまいりたいと思っております次第でございます。

山林火災の初期消火につきましては、消防署の2トンタンク車や0.8トンの水を積載した積載車で対応しており、万一の大火については、消防団において池田方面隊、内海方面隊合同で中継送水訓練を行うなど備えております。

次に、企画課長の方から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、私の方からセラヴィ観光汽船の状況についてご報告申し上げます。

平成18年8月15日から運航開始された坂手神戸中突堤間を結ぶ「ラ・ベルメール」につきましては、ご指摘のように昨年の11月13日から休止されているところでございます。

休止の際、運航事業者であるセラヴィ観光汽船によりますと、揺れの少ない使用船舶への変更やダイヤの見直しなど、顧客満足度の向上のための休止であり、ことしの4月13日から運航を再開する予定と聞いておりました。

その後、2月28日に小豆島町より神戸運輸管理部旅客課に電話で問い合わせをしたところ、去る2月4日にセラヴィ観光汽船の取締役が神戸運輸管理部を訪れ、検討の結果、現時点で再開のめどが立たず廃止したい、関係機関には後日説明に回りたいという意向であったことを確認したところでございます。

また、この段階におきまして、公式には4月12日までの運休でありますことから、法的に申し上げますと、同航路は指定区間航路ではないため、航路の廃止に当たりましては1カ月前の3月12日までに届け出を行えばよいとされておるわけでございます。

このようなことから、提出期限である3月12日に再度神戸運輸管理部へ問い合わせましたところ、3月11日付でセラヴィ観光汽船より航路の廃止届が出され、4月13日から航路が廃止となることが確定し、3月12日の14時にプレス発表されたということでございます。

その後の17日には、町長から答弁がありましたように、セラヴィ観光汽船の若杉社長が町長に坂手阪神航路廃止の報告に来られたということでございます。

セラヴィ観光汽船に関連した情報といたしましては、町長から少し触れられましたが、2月16日付の中日新聞では、セラヴィ観光汽船が運航事業者となり、4月20日から就航さ

せるべき準備を進めていた三重県伊勢市から中部国際空港を結ぶ定期航路が、燃料費の高騰により採算面から就航を断念という内容の記事が報道されておりました。

2013年の伊勢神宮式年遷宮に向け、観光の切り札として合併特例債6億4千万円を投じて旅客ターミナルや浮き桟橋、駐車場などの建設を進めていた伊勢市では、突然の就航断念は寝耳に水といった状況で、市長など執行部の政治責任問題と両者間で取り交わされていた協定に基づく違約金の問題が浮上し、国土交通省から出向していた副市長がその責任をとって辞任をしたということでございます。

また昨年、セラヴィ観光汽船により新規航路として開設している四日市市から中部国際空港を結ぶ航路につきましても、利用客の減少と燃料費の高騰などにより経営が危ぶまれている状況でございます。これまでに約4億円の公費を投じた上、今年度約7千万円の予算計上を行っている四日市市にとりましても、戸惑いを隠し切れない状況となっております。

こういう状況であったんですが、この3月15日の中日新聞の朝刊を見ますと、四日市市中部国際空港航路につきまして、セラヴィが民間会社にそれを譲渡したということが載っております。セラヴィ本体自体の経営の悪化がその前提として、内容としてあるようでございます。

以上、坂手阪神航路の廃止に至る経過及びセラヴィ観光汽船の状況についてのご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 町長、私、施政方針に触れてないじゃないかということを申し上げたつもりですし、非常に大事なのが施政方針じゃないかなと。これだけの大きさが去年からあったわけですから、それに対してどう思っているのかということを質問しているわけですから、それに対してはきっちり答えてもらいたいと。

非常に施政的に、町長は難しい問題に逃げとる部分が、はっきり申し上げてあると思うんです。10月12日に町長はこの情報を聞いたわけですね。役場へ来て1人で聞いたらしいですけども。10月25日にたしか臨時議会があったと。10月30、31とは決算特別委員会があったと。ここで触れてくれませんでした。いろいろあって、11月1日の日にいろいろ交通問題特別委員会を開いたということの経過がございます。

以前にも、高潮の問題のときも、次の年の新年の会で町長は高潮の問題を言うてくれるんかと思って言うてくれなかったと。大阪小豆島会のニュース見ても触れられたのは小豆島新聞社長の藤井さんでした。大変な問題、難しいのはわかるんですけど、そこに触れられ

てみんなに声かけていただいて、一緒になって難しい問題を解決するというのを、町長から呼びかけてもらいたいわけです。単なる経過とかいうんでなくて、これはやっぱり政治的に物すごい難しい問題ですから、そのお金はどっから出るんだということだと思っ  
てますよね。ですから、一般財源化についてどうなのかじゃなくて、今一番有利なのは特定財源が集まって、ある意味では困ってどうすると、こうなっておるわけですから、陸から陸につなぐ海の道でしょ、これ。そうすると、一番これはポイントとしていいんじゃないかというふうに思ってるわけです。

いろんな意味で、大きなことを言っても非現実的ではないかという声もあると思うんですけど、今この船の問題を解決するのは特定財源を航路に認めえというのが非常に現実的だと思うんですね。難しいところいっぱいあるんですけど、そこの法律に触れてこれだけクローズアップされている、新聞報道も、きのうの新聞ですかねこれ、朝日新聞が道路だけが使途拡大かと随分大きく出てます。ずっと出てますね。40の離島が値上げ相次ぐ、これ11月ぐらいですけど。これもう日本全国ですね。だから、非常に政治的なんです。そうすると、細田発言をチャンスにして町長の方から動いてもらいたいと。

11月1日の日には、僕は少数派でした。こんなこと難しいじゃないかと、仕方ないではないかという声が強かったですね、確かに。そのときに、副町長の方から、町が動くなら陳情であると。石田課長からは、議会がするなら意見書を出す方法があると言われてきたと思うんです。非常に難しい問題ですから、町の方も説明じゃなくて一步動いてほしいと。国に対して陳情して出してほしいわけです。確かに、横には広げないけません。一番困ったところが打たてせんと、点もせんと線も引けないでしょう。

ここに、自民党の離島委員会の資料を持っています。離島航路問題に関する調査依頼の文章なんですけど、その中には離島航路は道路との論点から、道路財源を補助航路に充当させるべく意見具申をすることとしておりますのと、これ自民党の離島振興委員会の離島航路問題に関する各船会社に対する要望なんです。

そういった意味では、今言いましたけど、陸の道と陸の道をつないでいる航路、この海の道にこそ道路財源を使うべきではないですかと。瀬戸内海の島々、百五十五、六が有人なんですけど、これを代表して町長やってもらえませんか。先頭に立つところがどっかいないと。オリーブ100周年ですから、これをチャンスに生かすべきだと思うんですよ。決まり切った答弁ではなくて、きちんとした答弁言っていただきたいと思います。

それから、山火事の問題なんですけど、今から三十六、七年前、大変な火事がいきました。ですから、何かいい方法、小豆島は山火事を防ぐためにこんなことしとんやというよ

うなことを、僕はちょっといいアイデアじゃないかなと思います。これは、まあ一言だけまたいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ただいま4番議員の森議員さんから、施政方針の中に小豆島町または小豆島にとって将来を制する海上交通の問題が入ってないやないかと、今まで町長はあれだけ海上交通、特に京阪神とのあれが大事だと、小豆島の盛衰を担うとすると、この航路がと今まで言うてきたやないかと、何で入れんのかと、こういうことでございます。

私も非常にざんきにたえない次第でございます。今でも京阪神とのつながりが小豆島の大きな経済を動かしていく要因だと思っております。そして、それに航路が走らないということは、決定的に弱くなっていくということは当然思っております。

それを何とかしたいと、こういう気持ちは皆さんと同位にあるわけでございますが、さりとてこの施政方針にこうやりますというところまでは、とても力がなくて自信がないということで、非常に申しわけないと思うんですが、これらにつきましては、小豆島島民皆様に、ある程度の差はあっても大事だと認識して、共通の問題であるということは間違いありません。

そういう点につきまして、議会におきましては道路交通問題特別委員会をつくっていただきまして今日までまいってきたわけございまして、県議会におきましてはきょう委員会を開いて、大体の方向が出てくるんでないかと、こう思っております。

2月7日でしたか、特別委員会の席でもこの県の意見を待って、そして6月議会には意見書を出そうやないかと、このような話もあったわけございまして、私一人が大きな声を出して頑張っても、やはり同志ができればなりません。

そういうことで、1月23日のトップ政談会、知事と各町長との懇談会におきまして、海上交通の問題を、先ほど言われました道路財源と同じように、日本の一級の道路と同じように取り扱ってもらいたいと、そういう運動をしたいと、こういうようなことを知事に申しましたら、知事もそらそうだと思うと、これから取り組んでいかないかと思うところ、こういうような答えもありました。しかしまだ、具体的に結成をしていく、そしてどうやっていくというところまでいっておりません。しかし、これは私も皆さんと一緒に、先頭に立って海上交通の問題については何とかしていきたいという気持ちであります。

悲しいかな、公共で船を走らすだけの力がありません。民間にお願いしても、今説明したとおりであります。そういう中で、我々としてはこれから少子・高齢化していく中、また格差の真ただ中で、何とか島として生き残っていくということにつきましては、気持

ちだけではいかんのでありますが、これについて私のできる範囲の努力をいたしますので、叱咤なり激励なりご指導お願いしていただきたいと、かように思います。以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 山林、林道あるいは山の道沿いにタンクをというお説でございますが、概略町長から申し上げたとおりでございます。全町の75%が林野というこの状況の中で、どこから火が出るかというようなことを見定めてここへタンクをというのは非常に難しい問題でございます。

山火事の原因というのは、草焼き、たき火の不始末あるいはたばこの投げ捨てというようなことが原因だと思います。小さな火でございますが、山ですと大きな火になるというので、その注意を呼びかけておるのは消防は毎年行っておるわけでございます。先ほど話がありました、秋長議員が木の枝でたたき消してくれたのも火の不始末でございました。

こういったことで、きのうの森口議員の交通マナーと同じですが、とにかくモラルの向上しかないわけです。山に一たん火がついたら大変なことになるぞというのは大概知っておるわけですが、ついバケツに水を持って行って草焼きするというようなことは忘れて、広がってしまうというようなことだと思います。

ですから、たちまちはその要望するしかないのかなと。一たん火が出ますと、今町長から申しましたように、ため池なり中継送水ということで迅速に消していくわけですが、きのうの谷議員の水利のところ少し申し上げました、40トンでありますとか、150ミリの管にという中で、それにプラスですけど、続けて40分間水が確保できないかんというのが一つ条件なんです。やっぱり40分間くらい水が続けて出んことには、初期消火といえども消し切らんのだらうと思います。そういう規模のものを道沿いにということもなかなか難しいことでございますので、答弁になったかどうかわかりませんが、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 4番森議員。発言の時間が来とりますので簡潔にお願いいたします。

4番（森 崇君） 8年前に2万名の署名がありました。今こそそれを生かすときじゃないか。繰り返して起こっておるわけですから。とうとうなくならないように、議会と力を入れて、地域住民にも声かけて。私も実は2年前のつくった組織をもう一回動かそうと思ってますんで、よろしくお願ひしたいと思います。以上、質問を終わります。

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は1問だけ町長に質問いたします。

蒲生漁港の消波対策などの計画についてでございます。

2年前の私たちの調査では、社民党ですけど、すべての漁港で海砂がすごく高く積み上がっておりました。排水口の機能がほとんど失われていました。

町長の施政方針の中で、単独県費補助事業により これは水産業振興ということであっております 蒲生漁港の消波捨て石を初め4漁港で施設改良工事を実施するとありますが、その計画を詳しく知りたい。

また、旧池田町が平成13年12月に19カ所の港湾や漁港などの海岸排水口状況調査を行っている。これに基づく現町の計画はどのようになっているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番中江議員のご質問でございますが、専門的な内容でございますので、担当課長から答弁をさせていただきます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 16番中江議員のご質問にお答えいたします。

答えの中で、質問にもありましたけど、消波とは消す波、そういう字を使います。

まず1点目、蒲生漁港区域内で計画しております消波捨て石設置事業につきましては、従来から地元自治会からありました強い要望を受けまして、現地調査の結果、何らかの対策が必要と判断いたしまして、単独県費補助漁港事業、補助率は50%でございます。この事業で平成20年度から新規に事業化しようとするものでございます。

計画の内容としましては、東蒲生地区の国道沿いにあります大川歯科医院から海側へ真っすぐ行った突き当たりの付近に中西孝之さんというご自宅があるんですけど、その自宅の地先からサンシャイン側へ向かって約300メートルの間の砂が大分減っております。そういったことで、護岸前面の砂が減った関係で、護岸の基礎が露出してあります。こういったこともありまして、護岸の保護と暴風時の消波を目的としまして、現在の既存の護岸の前面に、1個が2トン内外の花崗岩を投入しようとするものでございます。

なお、消波捨て石の計画断面につきましては、ちょっと口頭の説明でわかりにくいかもしれませんが、捨て石の天端の高さを護岸背後のエプロン舗装 コンクリートの舗装がありますけど そのエプロンとほぼ同じ高さまで入れていくと。そして、捨て石の断面については、天端幅を、捨て石でございますのできちっと修復するわけではございませ

ん。それで、きちっとした断面にはなりませんけど、計画としましては、捨て石の水平幅を2メートル、そこから沖側に向かいまして勾配をつけるわけですけど、垂直高さ1に対して水平距離1.5、いわゆる1割5分勾配で地山へ落としていくということでございます。

それから、実施年度につきましては、これはあくまでも担当課としての希望でございますが、平成20年度から平成24年度までの5カ年間で完成を目標としております。

次に2点目は、池田地区内の海岸部の排水口の閉塞の解消問題でございますが、昨年の3月議会でも中江議員からの質問に答弁いたしました。池田町時代の調査の結果、約50カ所で排水不良が見受けられたということになっております。

これを受けまして、その後、規模が大きくて重要度が高い箇所につきましては、それぞれの施設管理者であります県あるいは町で、導流堤を築造するなどの工法で対応してまいりました。今後も必要に応じてできることから対応していく考えでございますけど、非常に厳しい財政状況でございますことから、小規模なものにつきましては地域住民の皆様方の定期的な清掃活動によって、砂をかけ上げるとかそういった維持管理、また平成20年度も継続予定をしております原材料支給制度を活用しての対応等に頼らざるを得ない状況でございます。

この原材料での入り口の閉塞を防止につきましては、たしか昨年の6月議会だったかと思うんですけど、安井議員からそれも材料支給の対象になるのかということで、水路の末端の改良であるから水路とみなしたらよいと思いますと、たしか私答弁したと思いますので、そういった活用もしていただいたらと思います。

どうぞご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 蒲生漁港の消波捨て石、ありがとうございます。

実は、先ほど森議員からもご指摘ありましたように、この高潮、高波に対しての文言がいつもないわけです。重点項目ですね。それで、今世界各国で地球温暖化の中で異常気象、いわゆる局地的な大雨、大雪、また異常潮位、大気汚染などでオゾン層が破壊される中で地球環境が破壊されるという非常に厳しいことがなされてるわけです。

3年前の16号台風、これ高潮ですね、ほとんど被害は。それも、本来なら台風シーズンといえば9月、10月。4月や5月や6月、夏に来るいうんは余り聞かなかったわけです。これもいわゆる温暖化のせいだと思うわけですけど、災害はいつ来るかわからないんです。

私たち、まだ旧池田町が平成13年度に排水口の状況を調査しております。的確に、明細にしております。これがむだになつとるわけです。蒲生漁港の捨て石なんかは、水産業の振興の中で、捨て石とか魚をくっつけるのに石を捨てるということで、たまたま県費補助になったわけですけど、いわゆる漁港と港湾との予算の関係、これをひとつお知らせ願いたいなと思っております。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 室生漁港の捨て石設置工事は、水産振興いわゆるソフト面の水産振興ではございません。ハード面の漁港施設整備事業でございます。その漁港整備の方の補助事業でございます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 質問が的確でなかったと思うんですけど、いわゆる町段階において、昔から蒲生の海辺、30数年前に導流堤を設置いたしました。これ地元負担が20%です。300万円要って、地元が負担をして導流堤をつくって、砂を元の位置に戻したわけですけど。いわゆる漁港だったら予算がつかないからなかなか導流堤とか捨て石とか護岸の嵩上げとかできないと言われてきたんです。たまたま今回、そういうような水産業の振興によって、築いそとか捨て石を兼ねて消波ブロックを入れることによって、住民の波消しをできたわけですけど。

僕が聞きたいのは、排水口にしたり、高潮対策にしたり、施政方針の中に一項目も載ってないと。まして、2町が一緒になって災害に強いまちづくりとキャッチフレーズをうたっておりますが、一向に前に進んでないんです。やっぱり調査なくして答弁はないと思われるんで、ささいなことから、せつかく詳細に調査をしているのだから、継続してほしい。指摘ですけど、意見にもなりますけど、予算がないからそこへ着手できないというんはいかがなもんかなと思ってお尋ねをしとるわけです。

漁港と港湾の予算上の関係をお知らせ願いたいです。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 施政方針に高潮関係が触れられてないというご質問でございますけど、施政方針10ページに、都市下水路も含めると高潮対策事業は10行ほど掲載しております。その中で、県営事業としてやる高潮対策、町営事業としてやる高潮対策、こういったものも掲載しておりますけど。

それと、港湾事業でやる高潮対策事業と漁港事業でやる高潮対策事業、こういったものは当然予算の中で、審議いただいた中で当然目は違っております。それで、県営事業につ

きましては町の一部負担金、そういったものでも計上しておりますし、町が直接やる分は工事請負費、そういったもので計上させていただいております。以上です。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） どうして僕はこういうふうに質問したか言いますと、3年前の16号台風、これは土庄町は県補助、町補助関係なくして、もう遂行しとったわけです。もう着手にかかっとったわけです。土庄町の町長に問われると、いやこれはもう死活問題ですから、生命と財産を守らないかんのやから、補助がつく、つかない関係なしにそこへ着手するんやと言って計画的にやってきました。小豆島町はキャッチフレーズとして災害に強いまちづくりですけど、旧池田町でこの排水口の状況調査をしとんです。町が大きくなっとんです。一つになったからささいなところでも調査しとんですから、それに取りかかれる、やっぱり現実をもう一度見詰めてもらって徐々に、いつ来るかわからない災害に対しても、備えあれば憂いなしという方式にもあるように、準備が大切だなと思っております。意見ですけど。そういうなんで、これからもよろしく申し上げます。以上です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は2時45分。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時46分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は有害鳥獣の抜本的な取り組みと、それから内海病院のドクターの資質問題について、2点についてご質問をさせていただきます。

従来では、シカ、猿、カラス、カワウ、またサギ等の農作物等々の被害がいろいろ出ておりますが、新しくイノシシが島内の至るところに出ているというふうに聞いておりますが、この現状をどう把握しているか、まずお聞きいたしたいと思えます。

昨年12月、鳥獣被害特措法が成立している。その内容について、県から町へ鳥獣の捕獲などの権限移譲がなされ、町独自で被害対策が行われるとなっております。また、必要な財政支援等も得られると。そして、鳥獣被害対策実施隊を町みずから編成し、捕獲などの人材確保ができるとなっております。

このように、町みずから迅速な対応が可能になっています。そこで、町は被害防止計画を早急に作成し対応すべきと思うが、いかがですか。

それから、シカの肉を猟友会等々に、銃でしとめた後の食用利用についての利用を考え

てみてはということでございますが、現況はどうであるかお伺いをいたしたいと思えます。

次に、内海病院が地域医療の中核施設として大きな役割を担っているのは言うまでもありません。だれもが最新の医療を受けたいと思うのもごく当たり前です。しかし、診療9科のうち、新しい医療技術を提供できない科があり、またドクターがいると聞いております。多額の設備投資も必要でなく、なぜできないのか。要するに新技術習得の意欲がなく、努力もしていないのではというふうに思っておりますが、この現状をどうとらえ改革していくのかお尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 1番秋長議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の有害鳥獣対策についてであります。有害鳥獣による農作物被害は全国的に年々増加しております。町内に限らず小豆島全体においては特に猿、シカによる被害が多く、平成12年度には小豆地域鳥獣害防止対策協議会、平成17年度には小豆島猿被害対策会議を設置いたしまして、小豆農業改良普及センターが事務局となり被害防止対策に取り組んでいますが、現在のところ効果的な対策が見当たらず苦慮しているところでございます。

このような中にありまして、ご指摘のとおり、国におきましては鳥獣による農林水産業などにかかる被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が平成19年12月14日制定、12月21日に公布されています。

その内容は、この特別措置法に基づき農林水産大臣が鳥獣被害防止施策の基本方針を策定し、市町村はその指針に基づき被害防止計画を定め、被害防止計画を定めた市町村には都道府県からの鳥獣捕獲の許可権限が移譲され、市町村がその対策を行うものでございます。

一方、国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう地方交付税の拡充とその他必要な財源措置を行い、市町村は施策を適切に実施するために鳥獣被害対策実施隊を設けることができます。

また、この特別措置法の公布に伴い、国庫補助事業の鳥獣害防止総合対策事業が平成20年4月1日から施行され、有害鳥獣対策は小豆島全島で取り組む必要があることから、土庄町と連携し、小豆島地区として平成20年度で220万円の予算要望を提出しているところでございます。

補助の内容は、捕獲機材の導入や講習会、生息状況調査などのソフト事業は100%補助

で、侵入防止さく設置などのハード事業は50%補助となっています。

現在、この事業の取り組みに向けて協議会の設立を準備中で、新年度で新たに島内で生息が確認されたイノシシも含めた被害防止計画を策定し、有利な補助事業を有効に活用して、鳥獣被害の防止対策に努めたいと考えています。

なお、有害鳥獣の生息数や捕獲数に関するご質問と、シカの食用利用に関する質問につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

2点目のご質問ですが、常勤医師については大半が大学医局からの派遣となっております。大学からの派遣は医局人事で本人の同意を得て派遣するもので、医師不足などもあり、派遣先の意向は反映してもらえません。中には住民から苦情が寄せられる医師もおりますが、その都度内海病院に知らせ、院長から指導をしてもらっています。医師の資質向上については、医学会や研修会への参加を奨励し、医療の知識や技術の向上に努めているところでございます。

町民から信頼される病院となるには、医師への信頼が基本となりますので、信頼される医師の確保に努めたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、全国的な医師不足の現状があり、地方の公立病院にとって医師の確保が大きな課題となっております。今後におきましても、関係大学の医局との関係を緊密にし、粘り強く医師確保に努めていきたいと考えております。

また、医療機器の整備につきましては、改築時に購入した機器類が更新時期となり、必要な医療機器については各科より要望を出し、医療機器購入委員会で検討し、収益性も考慮に入れ、優先順位を決め、整備をしているところであります。購入には、後年度の元利償還に交付税が措置されますので起債を充てています。

しかし、町財政も厳しく、一般財源から交付税分の繰り入れしかしておりませんので、残額は医療収入で賄うこととなり、整備をするほど厳しい経理状況になっております。

しかし、地域医療充実のために必要な医療機器については整備をしまいたしますので、20年度にはMRI（磁気共鳴画像診断装置）とDSA（血管造影エックス線装置）を同時更新する計画でございます。厳しい状況で医療機器の整備と経営状況にもご理解を賜りたいと思います。

次、水産課長の方から答弁させます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 1番秋長議員の生息数、捕獲実績、また食肉利用に関してのご質問にお答えをいたします。

有害鳥獣の島内での生息数は、猿が平成15年度調査で約1,300頭程度、シカは平成18年度調査で約1,000頭程度生息していると推測されています。また、カワウにつきましては、これは目測ではございますが、内海湾の弁天島で100羽以上は生息していると思われます。

また、今までは生息情報がなかったイノシシにつきましても、ことしの2月2日の四国新聞で土庄町の王子前漁港の前で車と衝突したという報道のほか、目撃情報も数件あり、今年2月10日には町内の赤坂地区でイノシシの死骸を確認するなど、島内での生息が確認をされているところでございますが、現時点では生息頭数や野生イノシシかイノブタかの把握もできていませんし、農作物被害の情報も確認はされてはいません。

しかし、イノシシは繁殖力が旺盛で、一度に五、六匹程度は出産するそうでございますので、増殖するまでに早目に銃による駆除などの対策が必要でないかなと考えているところでございます。

それから、平成19年度の駆除実績は、猿は捕獲おりで2頭と、銃により23頭の計25頭。シカにつきましては、小豆島全体で平成19年度から3カ年で毎年200頭を駆除するという計画で、19年度では町内では銃により74頭のほか、わなや侵入防止用ネットでの捕獲が26頭、その他死骸処理23頭で計123頭。カラスやヒヨドリなどの鳥類につきましては700羽、カワウにつきましても21羽を香川県猟友会小豆支部の協力と、またシカとかそういうふうなものの死骸処理、またわなにかかった処理というんでは、私どもの職員が延べ人数で約150名ほど出て、そういうことで駆除をしているところでございます。

次に、現在、銃などで駆除されたシカは、一部は駆除した猟友会会員が持ち帰り食用などにしていると聞いておりますが、大部分は一定の指定された場所に適正に埋設処理をしているところでございます。

それから、シカ肉の食用利用につきましては、これは非公式ではございますが、県にも相談をした経過もございます。しかし、シカの被害は県内では小豆地区に限られ、また県獣ということもあり、現在のところ余り進展はしていないという状況でございます。

しかし、これも調べてみますと、全国的にはシカ肉料理を提供しているところがたくさんあります。近くでは岡山県、兵庫県、京都府などでありまして、それから兵庫県の丹波市にはシカ肉専門の加工施設もございまして、加工販売もなされているようでございます。

有害鳥獣として捕獲したシカを食用に利用することは、処分費用を削減でき、駆除している方の収入にもつながるといようなことから、加工施設やシカ肉料理の情報収集、小

豆島でのシカ肉の食用利用について、これは小豆地域鳥獣害防止対策協議会を中心に、今後調査研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上、説明とさせていただきます。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 有害鳥獣の関係につきましては、新たな法が整備でき、誕生できて小豆郡全体での取り組みをと。できるだけ早い機会での取り組みを早く示していただきたいなと思っております。特に、シカ等々については町長さんが特に進めておりますオリーブの新芽もどんどんシカが食べるようになってきております。

やはり、駆除の方法もさることながら、防御策等々の要望も一部では出ているように聞いておりますので、そういうことで後々、後手後手にならないようお願いを、特にイノシシについては先ほども申しておりましたが、繁殖の関係ではネズミ講ごとくどんどんふえる可能性ありますから、今から5年、10年先には、あのときこうしとったらよかったのかというようなことのないように、特にお願いをしておつたらと思います。

そういうことで答弁はよろしいですが、病院のドクターの関係でございますが、どうも町長の答弁聞いておりますと、従来からの流れで余り具体的にほんならどうするかというようなことが一つもこう見えてこないわけです。粘り強く指導するとか、医局の問題とか、こんな聞き飽きるほど聞いております、今まで。

私が、内科を初め9科あるんですが、AからIまであるとしたらG以下ですよ。O氏という方ございまして、これまで私町民から3年越しで聞いております。これは、やはり院長の指導力云々も含めて、町長の決断というか指導力も含めて、これはぜひ取り組んでいただきたい。これをしていただければ、内部の優秀なドクターが私は帰らせていただきますよというところまで私は来るんじゃないかと非常に懸念しておりますし、そういうことになったんでは、地域の中核医療として大変問題になりはしないかと。

これは、従来からいろいろな形でドクターの問題については出ておりますが、ずっとそういう形で、お茶を濁した形で来ております。今回ぜひそういうことない、再度いつごろまでに町長やれるか、一回答弁を願いたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 秋長議員の再質問に対してお答えをいたします。

病院の各科の中で、今最も問題になっておるといいますか、世間からいろいろありますし、また先ほどご指摘いただきましたその先生につきましては、私のところへ先日ある科の若い優秀な先生方が参りまして、面会を申し込んできて、我々はばからしいと、

その先生何とかせえと、してくれんかと、こういうな直訴がございました。

そこで、院長の方へそういう話をしまして、私の方で十分それは話してそのような方向で考えてみますから、ちょっとしばらく待ってくれということで、私からは本人にも十分話すると、こういうことであります。したがって、新しい医療の技術も心得るのか、それを心得ん場合にはもうどうかやめていただかないかと、こういうな方向で本人には話をしたことは間違いありません。

そういう点につきまして、今後どこまで決断するか、またどう説得、指導するかということについてはまだ少し残っておりますけども、方向へ向かってそういうようなことで、看護婦から医師が、みんな生き生きとして働けるような環境づくりをしなければならぬという点の中で、非常に大きな問題になっておることは間違いありません。

そういう点について、私も院長と一緒にあって、これからもこれに対処していくという状況でございます。まだはっきりとこちらからどうするという事は聞いておりませんが、本人に自覚をして本人にやっていただきたいと、こういうふうに申し込んでおります。

議長（中村勝利君） よろしいか。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） どうももう一つ釈然としないのが現況の頭の中でございます。

そこまではっきり、ここ何年か、3年越しぐらいだと思ふんです、私が聞いているのは。先ほど医療機器のいろいろな設備の関係、MRI、そんなんじゃないんです。その方の施設なんかは、ほんの大きな施設のことからいえば、ほんの一部の投資でできるというふうに聞いております。要するに、技術習得の意欲もない。そやったら、もう本人に開業をしていただいたらどうですか。どこまでほんまに自分でやれるかという、そこまで覚悟していただかなんたら、なかなか問題解決には至らんというふうに思っております。

地域の医療の中核として、ぜひそういう科がないようお願いをしておきたいと思えます。再度、何かあればお願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 1番議員が言われましたとおりの考え方を大勢の方が持っております。したがって、もう3年前ぐらいからそんな話はしておるんですけど、いよいよそういう大詰めに来たと、こう私は思っておりますので、今答えはいたしませんけども、そんな甘い形ではおれんと、こう思っております。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

追加日程第1 帯状疱疹の調査・協力について

議長（中村勝利君） 帯状疱疹の調査・協力の件について、渡辺議員から緊急質問の申し出があります。

渡辺議員の「帯状疱疹の調査・協力」の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

渡辺議員の「帯状疱疹の調査・協力」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。したがって、渡辺議員の「帯状疱疹の調査・協力」の緊急質問に同意の上、日程に追加し追加日程第1として直ちに発言を許すことは可決されました。

渡辺議員の発言を許します。11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は次のことにつきまして質問をさせていただきます。

帯状疱疹の調査・協力についてということでございます。

町は医薬基盤研究所の依頼を受けて、理事会に説明、お願いをし実施しようとしている事業ですが、何かトラブルがあった場合の対処など、説明をされているとは思いますが、住民の中には不安感があるといった声を聞きます。

そこで、次のことについて質問をいたします。

一つ。町は協力機関として何かあれば、例えば治療を必要としたときなど、どのような責任を考えているのか。

一つ。この事業を進めていくには名簿作成が必要だが、個人情報保護の確約はできているのか。

一つ。副反応が発現したときの対応する医療機関はどこになっているのか。

一つ。副反応の治療費は医薬基盤研究所の負担と思われるが、請求などの手続をする窓口はどこが担当するのか、また本人の負担などはあるのか。以上であります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の帯状疱疹の調査につきましては、昨年12月に阪大微生物病研究会が来庁し、20年度から独立行政法人医薬基盤研究所が厚生労働省科学研究費補助金を受けて政策創薬総合研究事業として「帯状疱疹ワクチン開発のための疫学研究」を小豆郡内で実施したいので、小豆島町として協力をお願いしたいと申し出があったものでございます。

主任研究者は、大阪府茨木市の独立行政法人医薬基盤研究所山西弘一理事長、分担研究者の所属機関は大阪大学医学部大学院、奈良県立医科大学、財団法人阪大微生物病研究会、内海病院の久保先生ということでありました。

国内初の、また世界初の研究テーマが小豆島で実施されるということですので、日本の医学進歩のために、町広報に記事を掲載して住民に協力をお願いをすることを、土庄町と歩調を合わせて承諾をいたしました。

ただ、研究の調査対象として50歳以上の方が1万2,000人以上必要であることから、自治会組織を介してでなければこの研究は到底達成できるものではないと考え、自治連合会を紹介したものであります。

1月の自治連合会の新年会において、研究チームが各会長さんに詳細を説明し、協力をお願いをしたわけですが、当日は一部の会長さんが難色を示したので、各自治会において説明会をした後に自治会として協力ができるかどうか判断する結論に至りました。

その後、1月27日から各自治会において説明会が順次開催され、自治会によっては全戸に対して説明会を行った自治会も既にあるようでございます。現在は、研究協力者の登録を各家庭に回ってお願いに行く研究推進員の名簿の提出がなされているようでございます。

そのような中で、ここ最近、小豆郡医師会が研究協力に関して歩調がそろわないと申しますか、研究に対して疑問を持っている医師が出ているようでございます。その理由は、B研究とC研究の水痘抗原という注射液を皮内 皮のうちですね、皮下注射ですから皮内に接種して反応を判定する皮内テストの実施に対して、危険性があるという判断からと聞いております。

町としては、医師会の動向を静観している状況でございます。

それでは、渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、町は協力機関として、例えば治療を必要とする場合はどのような責任を考えているのかでございますが、小豆島町としては住民に対して、調査研究があるので理解してほしいと広報周知をしていますし、自治連合会に研究について協力をお願いしている以上、この研究に対して道義的責任はあると考えています。

しかしながら、今回の研究は医薬基盤研究所が主体となって実施するものであり、また協力者本人の意思によってA、BまたはC研究に協力をするものでございますので、この研究を行うに当たって何か問題が生じた場合、当然事業主体がすべて責任を負うものと考え

えております。

重ねて申し上げますが、町はこの研究に対して関係ないとは申しませんが、協力者に何かがあった場合、町としての責任はないと考えるところでございます。

次に、事業を進める上において名簿作成が必要だが、個人情報保護の確約はできているのかでございまして、この調査は文部科学省、厚生労働省が定める指針「疫学研究に関する倫理指針」と、厚生労働省が定める「臨床研究に関する倫理指針」に基づいて実施される調査で、個人情報の保護については、その指針に規定されております。

医学・医療の専門家、法律学の専門家、一般の立場を代表する者で構成される倫理審査委員会において、先ほど指針を遵守している計画であるかどうかを審査された後に、調査研究が開始されますことから、個人情報は十分守られると考えるところでございます。

次の、副反応が発現したときの対応する医療機関はどこになっているのか、また次の、副反応の治療費の請求などの手続をする窓口はどこが担当するのか、また本人の負担はあるのかにつきましては、私は承知しておりませんが、当然調査機関が対応するものと考えます。

本日の議会終了後に、全員協議会において带状疱疹の研究について調査機関から説明をする場をお願いしているようでございますので、そのときに疑問な点、また確認する点など十分聞いていただきたいと考えるところでございます。

ご理解いただきたいと存じます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 住民の声の中には、この事業を進めていくに当たっては、町の役割とか、あるいはまたこの医薬研究所の役割、責任とかいったようなことは心配をされておりますので、先ほど答弁にありましたように、きちっと説明をしていただいたらいいのかなというふうに思います。

また、これは3年間というんですか、長い期間にわたって調査されるというようなことではございますので、十分に住民に説明もして、また町としても医薬基盤研究所にいろいろ指導していただいて、皆さんが安心して受けられるように、そういったことも話し合ってもらいたいというふうに思っておりますが、その点どんなでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 自治連合会で自治会をお願いをする担当課として、少し町長答弁に補足をしたいと思います。

町にも大いに反省すべき点がございまして、実際にこういったように住民の間に不安が広

がったということでございますので。

まず、町長も申しましたように、暮れに話がありまして、両自治連合会長さんにも個別に研究所の方から話があったというようなことで、土庄町と歩調を合わせて進めたわけでございますが、島全体と申しますか、研究全体の動きを十分確認しておりませんでしたために、説明の順序に整合性がなかったと申しますか、ちょっと自治会への説明が先走ったかなという感がいたしております。

主任研究所であります独立行政法人医薬基盤研究所が申請をしております、今町長から申しました「带状疱疹ワクチン開発のための疫学研究」、この厚生労働省の科学研究費補助金の承認がまだおりておらない、今申請中であるという時点、また医薬基盤研究所、阪大微生物病研究会にそれぞれ設置をする、先ほど町長から申しました基準に基づく倫理審査委員会がいまだ立ち上がっていない状況、こういった状況下で協力者の確保に向けた自治会組織への概要説明がなされたことが、まずもって早過ぎたかなと。

また、この調査研究に協力体制として不可欠な小豆郡医師会の会員への説明が研究者からおくれたということで、いまだに医師会として全面的に協力体制をとるといった結論に至っておらない状況であります。そのために、自治会の役員から、こんな調査があるぞというような説明を聞いた住民は、どんなことかわからんので自分たちのかかりつけのお医者さんそこへ尋ねに行きますと、お医者さんはそういった説明はまだ受けとらんというようなことから、住民としたらかかりつけのお医者さんの言うことですから、不安になったんだろうと思います。

また、このときに先ほど町長が申した皮内テスト、水痘抗原をツ反のように打ち込むテストですが、これについての理解がまだお医者さんにも十分徹底をされてないようでございます。そういう面で、医師会への研究者からの説明が遅いというふうに感じておりますが、そういうことで、その皮内テストへの理解が十分でないために、これはワクチンを打ち込まれるんぞと、おまえ病気になったらどうするんぞといったようなお話があったようで、そういったことからだんだんに不安が不安を呼びまして、町や自治会の責任を問うような声まで出てまいったというようなことでございます。

町長申しましたように、後ほど全員協議会を開いていただきまして、研究者の方から説明があるようでございますので、一つ一つ解きほぐしていく時間が必要と考えておりますので、一たん自治会が進めております動きについても少し待っていただいて、先ほど申しました国の認可がおりて研究事業がいよいよスタートするぞと、それに際して医薬基盤研究所、阪大微生物病研究会それぞれに設置されます倫理審査会において、指針に適合して

おると、やって構わんというお墨つきがついた後に実際の動きをしていきたいということにしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 医師会の方でもまだ話ができないというようなことなので、大変大事なことなので、十分町とこの研究所と一体となって説明というんですか、いろいろ相談をしていただきたいというように思っております。

いずれにしましても、慎重に、丁寧に進めていただければというふうに思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 以上をもって本日の日程は終了しました。

次回は3月21日金曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時23分